

## はじめに

板橋区では環境基本計画の見直しを行っており、「板橋区環境基本計画(第二次)」の答申案を公表しました。板橋区環境基本計画の計画期間は平成21年度から平成27年度となっています。この計画策定におけるポイントとして2つ掲げられています。そのひとつは、板橋区の将来の環境に関する考え方を共有するため「望ましい環境像の具体化」です。もうひとつは、区全体での環境保全活動を広げていくための取り組みである「協働プロジェクト」です。

また、東京都は、平成18(2006)年に、オリンピック・パラリンピック招致を目指す10年後の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を明示した都市戦略として「10年後の東京」を策定しました。これは、東京が近未来に向け、都市のインフラ整備だけでなく、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野で、より高いレベルの成長を遂げていく姿を描き出したものです。この「10年後の東京」計画で掲げた8つの目標を確実に実現するため、毎年度「実行プログラム」を策定しています。昨年12月には「10年後の東京」への実行プログラム2009が策定されました。この「10年後の東京」への実行プログラム2009には8つの目標と44の施策が掲げられています。これら8つの目標のひとつに、環境に関する目標が「世界に最も環境負荷の少ない都市を実現する」として掲げられ、この目標を実現するために、6つの施策が示されています。

板橋区環境基本計画(第二次)と東京都の「10年後の東京」への実行プログラム2009は今後の環境活動の目標と具体的施策を示しています。

21世紀は「環境の世紀」といわれています。地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしています。その解決のためには、区民・事業者・団体・学校・研究機関・区などが連携し、一体となった取り組みを行い、社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

ところで今年は、改正省エネ法の施行(4月)、改正温対法の施行(4月)、改正環境確保条例の一部施行(4月)、土壤汚染対策法の見直し(2009年度前半)、化学物質審査規制法(化審法)の見直し(2009年度前半)、化学物質排出把握管理促進法(化管法)の改正施行令の施行(10月)と法令の動きがありますので、注視して行く必要があります。

本号の「環境管理」は適正管理化学物質の使用量等報告の集計結果、土壤汚染状況調査結果、板橋区環境基本計画(第二次)答申案(概要)、「10年後の東京」への実行プログラム2009等について紹介しています。

平成21年3月31日

板橋区資源環境部環境保全課  
板橋環境管理研究会